

ジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム) の進捗状況について

平成24年3月6日
厚 生 労 働 省

ジョブ・カード制度の推進状況

(1) 実績

平成20年4月から平成23年12月までの累計

- ジョブ・カード取得者数: 約63万5千人
- 職業能力形成プログラム受講者数: 約15万人
- 有期実習型訓練受講者数: 約1万7千人
- 実践型人材養成システム受講者数: 約2万3千人
- 日本版デュアルシステム受講者数: 約11万人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (4~12月)	合 計	就職率 ()
ジョブ・カード取得者数 (目標: 平成20~24年度 100万人)	65,169人	162,885人	223,844人	183,418人	635,316人	
職業能力形成プログラム受講者数	35,364人	48,825人	46,210人	18,872人	149,271人	
有期実習型訓練受講者数	505人	4,612人	10,368人	1,543人	17,028人	69.6%
実践型人材養成システム受講者数	957人	3,133人	10,681人	7,782人	22,553人	97.1%
日本版デュアルシステム受講者数	33,902人	41,080人	25,161人	9,547人	109,690人	76.7%

(注) 平成23年度実績は平成23年12月末時点の値。

就職率は、平成23年4月～平成23年8月末までに訓練を修了した者の3か月後の値。

(2) 最近の主な取組

公共職業訓練におけるジョブ・カードの活用

○ 公共職業訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価の実施

- ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「雇用支援機構」という。)及び都道府県で実施される公共職業訓練のうち、平成24年4月以降に開始する訓練において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価を実施予定。
【平成24年4月～】
雇用支援機構の実施する離職者訓練については平成23年10月開講分から、同機構が実施する学卒者訓練については平成23年4月開講分から、訓練期間中のジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを必須化。

○ 公共職業訓練で用いる評価シートの策定(別添1)

- ・雇用支援機構及び都道府県で実施される離職者訓練(施設内訓練・委託訓練)及び学卒者訓練において、受講者の就職促進を図る観点から、訓練修了時に用いる評価シートを策定し、平成24年度に開始される訓練から活用予定。

【平成24年4月】

各訓練に対応する評価シートは次のとおり

- ・離職者訓練(施設内訓練): ジョブ・カード様式4-2(成績証明書等を作成している場合は当該成績証明書)
- ・離職者訓練(委託訓練): ジョブ・カード様式4-2
- ・学卒者訓練: ジョブ・カード様式4-3(成績証明書等を作成している場合は当該成績証明書)
- ・日本版デュアルシステム(普通課程・専門課程活用型): ジョブ・カード様式4

学生用ジョブ・カード様式の開発

○大学等におけるキャリア教育推進に当たってのジョブ・カード活用・普及促進等に関する実務者会議の開催

- ・標記実務者会議を開催し、学生用ジョブ・カードの様式及び報告書案を議論。【平成23年8月～】

第1回：平成23年8月11日、第2回：平成23年9月12日、第3回：平成24年2月13日

その他

○有期実習型訓練の訓練期間の変更

- ・有期実習型訓練は、3か月超から6か月以下の期間で、実習と座学等を効果的に組み合わせた訓練を実施し、訓練修了後の正社員への移行促進を図る訓練として、平成20年度より実施。
- ・今般、事業主が、有期実習型訓練とトライアル雇用を一体的に活用することで、更なる正社員への移行を促進するため、①訓練期間を3か月に設定し、②事業主が訓練生の正社員への移行を見極めるために訓練期間を延長する場合には、雇用契約を更新の上、引き続き、訓練期間を最大3か月間延長することを可能とする。
- ・上記により、改正後に開始される有期実習型訓練については、キャリア形成促進助成金と試行雇用(トライアル雇用)奨励金の併給の活用が可能となる。【平成23年12月施行】

○ジョブ・カードのデジタル化の検討(別添2)

- ・「新全国推進基本計画」において検討課題とされた、ジョブ・カードのデジタル化について対応案を検討。

【平成23年10月～】

(3)制度の周知・広報

1.関係機関・団体へのジョブ・カード活用勧奨

○委託訓練の実施機関に対する登録キャリア・コンサルタントの配置を勧奨【平成23年度】

- ・委託訓練の実施機関における登録キャリア・コンサルタントの配置を促し、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施することにより訓練受講者の就職の促進を図ることを目的として、新たに登録キャリア・コンサルタントを配置した場合の導入促進費を措置(48,825千円)。

2.広報媒体の作成・発信

○ジョブ・カード制度に係る総合パンフレットを改訂【平成24年2月】（別添3）

○有期実習型訓練に係るリーフレットを改訂【平成24年2月】（別添4）

○政府広報としてインターネットキスト広告を掲載【平成24年1月】

○ジョブ・カード制度の紹介リーフレットやジョブ・カード普及センター企業の開拓に係るリーフレットを作成し、企業開拓等に活用【平成23年7月～】

○厚生労働省ホームページにジョブ・カード普及センター企業の紹介ページを作成し、企業名等の公表を承諾した企業を掲載【平成23年7月～】

- ・ジョブ・カード普及センター企業数は10,271社(うち、公表承諾企業数8,394社)(平成24年1月31日現在)。

○ジョブ・カード制度の活用促進(企業向け)の新聞広告を掲載【平成23年5月】

3.その他のジョブ・カード活用促進方策

○日本商工会議所から業界団体へ委託し、業界団体のスケールメリットを活用した雇用型訓練の導入に向けた取組を支援【平成22年度～】

ジョブ・カード制度の推進に係る平成24年度要求額の内容

5

<施策の方向性>

フリーター等の正社員経験が少ない方(職業能力形成機会に恵まれなかつた方)を始めとする広く求職者の能力を向上させ、安定的な雇用への移行を促進するためには、①きめ細かなキャリア・コンサルティング、②実践的な職業訓練、③訓練実施機関からの評価結果や職務経歴等のジョブ・カードへの取りまとめを行うジョブ・カード制度の一層の推進を図る必要がある。

ジョブ・カードの活用対象となる訓練の公的な訓練全般(公共職業訓練や求職者支援制度による訓練)への拡大、ジョブ・カードの交付対象者の中小企業の在職労働者や大学生等への拡大とともに、求職者と求人企業とのマッチングでのジョブ・カードの活用促進や、ジョブ・カード普及サポーター企業の開拓により、ジョブ・カードの取得促進を図る。

また、ジョブ・カードとともに用いられるモデル評価シート、キャリア・コンサルタント等の拡充を図ることにより、社会全体に通ずる職業能力開発・評価制度の構築に向けたインフラ整備の充実を含め、ジョブ・カード制度の一層の推進に取り組む。

<24年度要求額>

平成23年度予算額
107億円

平成24年度予算案
105億円

<24年度要求額の内容>

()内は平成23年度予算額

1 ジョブ・カード制度の推進等に向けた取組の強化 18億円(19億円)

ジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)推進事業の実施
16億円(18億円)
職業能力評価基準を活用した「モデル評価シート」の開発
41百万円(53百万円)
ジョブ・カード交付を担うキャリア・コンサルタント養成
88百万円(70百万円)

2 ジョブ・カード制度の対象の拡大(一部新規)(再掲) 16億円(18億円)

ジョブ・カード制度の対象の拡大
16億円(18億円)
・キャリア形成の観点から、対象者を中小企業等の在職労働者や大学生等に拡大

3 企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の実施、訓練実施事業主に対する支援 87億円(38億円)

企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の実施
52億円(27億円)
OJT付訓練(雇用型訓練)実施事業主に対する助成
36億円(11億円)

* 平成23年度予算のうち、ジョブ・カード制度関連の助成金(経過措置分)等については、平成24年度では要求せず。